宇土市告示第１３８号

令和８年熊本地震に伴う宇土市中小企業等利子補給金交付要綱を次のように定める。

令和８年１０月２２日

宇土市長　光　井　正　吾

令和８年熊本地震に伴う宇土市中小企業等利子補給金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、令和８年熊本地震により影響を受けた中小企業者、個人事業主及び小規模事業者（以下これらを「中小企業者」という。）の経費負担を軽減し、経営の安定化を図るため、資金の融資を受けた場合の支払利子に対し、予算の範囲内で交付する令和８年熊本地震に伴う宇土市中小企業等利子補給金（以下「利子補給」という。）に関し、宇土市補助金等交付規則（昭和４９年規則第１８号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（利子補給の対象融資）

第２条　利子補給の対象融資は、令和８年熊本地震の影響により中小企業者が利用した、別表に定める融資とする。

（利子補給の対象者）

第３条　利子補給の交付対象となる者は、次に掲げる要件を全てを満たすものとする。

(1)　宇土市内に本店登記地を有する法人又は宇土市内に住所を有する個人事業主

(2)　市税等の滞納がないこと。

(3)　宇土市暴力団排除条例（平成２３年条例第３６号）第２条第３号に規定する暴力団員等でないこと。

(4)　別表に規定する融資の利子に対する、国又は他の地方公共団体の融資に係る利子補給を受けていないこと。

（利子補給の額）

第４条　利子補給の額は、第２条に規定する融資について、毎年１月１日から１２月３１日までの間に金融機関に支払った融資に係る利子に相当する額（遅延損害金を除く。）とし、１中小企業者当たり年間１００万円を限度とする。ただし、当該額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（利子補給の対象期間）

第５条　利子補給の対象期間は、第２条に規定する融資について、当該資金の初回返済日から３６月以内とする。

（利子補給の交付申請）

第６条　利子補給の交付を受けようとするときは、翌年２月末日までに、令和８年熊本地震に伴う宇土市中小企業等利子補給金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長へ提出しなければならないものとする。

(1)　資金借入契約書等借入れを証する書類の写し及び償還計画書の写し（初年度及び変更のあった場合のみ）

(2)　利子支払実績証明書（様式第２号）

(3)　履歴事項全部証明書又は確定申告書の写し

(4)　利子補給の振込先が確認できる通帳の写し（初年度及び変更のあった場合のみ）
(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（利子補給の交付の決定及び額の確定）

第７条　市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、利子補給の交付決定及びその額を確定し、令和８年熊本地震に伴う宇土市中小企業等利子補給金交付決定通知書及び確定通知書（様式第３号）により通知するものとする。

（利子補給の請求）

第８条　前条の規定により交付決定及び額の確定を受けた者が利子補給の請求をしようとするときは、令和８年熊本地震に伴う宇土市中小企業等利子補給金交付請求書（様式第４号）に必要な事項を記載して市長に提出しなければならない。

（利子補給の取消し等）

第９条　市長は、利子補給の交付決定及び額の確定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給の交付決定及び額の確定の全部又は一部を取り消し、既に利子補給が交付されているときは、利子補給の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

(1)　虚偽の申請その他不正な方法により利子補給の交付を受けたとき。
(2)　借入金を目的以外の目的に使用したとき。
(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

２　市長は、前項の規定による取消しをした場合は、交付決定及び額の確定を受けた者に令和８年熊本地震に伴う宇土市中小企業等利子補給金交付取消通知書（様式第５号）により通知するものとする。

３　市長は、第１項の規定による取消しをした場合において、既に利子補給が交付されているときは、交付決定及び額の確定を受けた者に令和８年熊本地震に伴う宇土市中小企業等利子補給金返還命令書（様式第６号）により期限を定めて、利子補給の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

（証拠書類の保管）

第１０条　補助金交付に係る証拠書類の保管期間は、利子補給を受けた年度終了後５年間とする。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年１０月２２日から施行し、令和８年７月２８日から適用する。

別表（第２条関係）

融資名	備考
(1)　熊本県金融円滑化特別資金（令和８年熊本地震枠）	
(2)　熊本県金融円滑化特別資金（セーフティネット保証対応枠令和８年熊本地震分）	
(3)　小規模事業者おうえん資金（令和８年熊本地震分）	
(4)　災害貸付	日本政策金融公庫
(5)　災害復旧貸付	日本政策金融公庫

様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

宇土市長　　様

住所
名称及び商号
代表者名
電話番号

令和８年熊本地震に伴う宇土市中小企業等利子補給金交付申請書

令和８年熊本地震に伴う宇土市中小企業等利子補給金の交付を受けたいので、令和８年熊本地震に伴う宇土市中小企業等利子補給金交付要綱第６条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

１　利子補給交付申請額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

２　宣誓事項

私は、本申請に当たり、宇土市以外から本補助金と同様の趣旨の給付を受けていないことを宣誓します。

自己又は自社の役員・関係者が宇土市暴力団排除条例（平成２３年条例第３６号）第２条第３号に規定する暴力団員等に該当しないことを宣誓します。

３　添付書類

(1)　資金借入契約書等借入れを証する書類の写し及び償還計画書の写し（初年度及び変更のあった場合のみ）
(2)　利子支払実績証明書（様式第２号）
(3)　履歴事項全部証明書又は確定申告書の写し
(4)　利子補給の振込先が確認できる通帳の写し（初年度及び変更のあった場合のみ）
(5)　その他市長が必要と認めるもの

様式第２号（第６条関係）

年　　月　　日

宇土市長　様

取扱金融機関　所在地

金融機関名（支店名）　　印

利子支払実績証明書

令和８年熊本地震に伴う宇土市中小企業等利子補給係る支払利子について、下記のとおり証明します。

記

１　融資先　　住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名称及び商号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　融資制度（該当するものに○をつけてください）

(1)　熊本県金融円滑化特別資金（令和８年熊本地震枠）

(2)　熊本県金融円滑化特別資金（セーフティネット保証対応枠令和８年熊本地震分）

(3)　小規模事業者おうえん資金（令和８年熊本地震分）

(4)　災害貸付（日本政策金融公庫）

(5)　災害復旧貸付（日本政策金融公庫）

３　融資金額　＿＿＿＿＿＿＿＿円（年利＿＿＿＿％）

４　融資期間　＿＿年＿＿月＿＿日から＿＿年＿＿月＿＿日までの＿＿か月

（うち据置＿＿＿＿か月）

５　証明期間　＿＿年＿＿月＿＿日から＿＿年＿＿月＿＿日まで

６　支払利子額　＿＿＿＿＿＿＿＿円

（内訳）　　（単位：円）

借入残高	償還額	償還日	日数	約定利息額	備考(遅延利息)
計					

※遅延利息がある場合は、約定利息額とは別に備考欄に御記入ください。

様式第３号（第７条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

宇土市長

令和８年熊本地震に伴う宇土市中小企業等利子補給金交付決定通知書及び確定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった利子補給金について、次のとおり決定及び額の確定したので、令和８年熊本地震に伴う宇土市中小企業等利子補給金交付要綱第７条の規定により通知します。

交付決定（確定）額　　金　　円

様式第４号（第８条関係）

年　月　日

宇土市長 様

申請者　住　　所

名　　称

代表者名

令和８年熊本地震に伴う宇土市中小企業等利子補給金交付請求書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定及び確定通知のあった利子補給金について、令和８年熊本地震に伴う宇土市中小企業等利子補給金交付要綱第８条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額　　円

振込先

金融機関	
支　店　名	
預金種目	普　通　・　当　座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

様式第５号（第９条関係）

第　　号
年　　月　　日

申請者
事業所名
代表者名　　様

宇土市長

令和８年熊本地震に伴う宇土市中小企業等利子補給金交付取消通知書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定した令和８年熊本地震に伴う市中小企業等利子補給金については、下記のとおり交付決定の取消しをしましたので、令和８年熊本地震に伴う市中小企業等利子補給金交付要綱第第９条の規定により通知します。

記

１　交付決定額　　円

２　交付取消額　　円

３　取消後の交付決定額　　円

４　取消理由

様式第６号（第９条関係）

指令第　　号
年　　月　　日

申請者
事業所名
代表者名　　様

宇土市長

令和８年熊本地震に伴う宇土市中小企業等利子補給金返還命令書

年　　月　　日付け　　指令　　号で補助金の額が決定した令和８年熊本地震に伴う宇土市中小企業等利子補給金については令和８年熊本地震に伴う宇土市中小企業等利子補給金交付要綱第９条の規定により、下記のとおり返還を命じる。

記

１　返還額　　円

２　返還期限　　年　　月　　日

３　返還理由